

平成 28 年度岡山大学大学院社会文化科学研究科博士前期課程【8月募集】入学試験問題

講 座	法政理論、比較国際法政、 公共法政、司法政策
専門科目	行政法

1. 行政手続法上、行政庁は、許認可等の拒否処分をする場合および不利益処分をする場合には、原則として、同時にその理由を提示しなければならないとされている。この理由提示の立法趣旨および必要とされる理由提示の程度について、最高裁の裁判例を踏まえて説明しなさい。また、理由提示に不備があった場合には、当該処分は違法となるか否かについて、同じく最高裁の裁判例を踏まえて説明しなさい。
2. 「国民の権利利益のより実効的な救済手続の整備」を目的として、2004年に、行政事件訴訟法の改正が行われた。具体的な改正点のうち、「抗告訴訟の被告適格」および「取消訴訟の出訴期間」について、それぞれ改正前と改正後とを比較し、改正により、いかなる意味で「行政訴訟をより利用しやすく、分かりやすくするための仕組み」になったといえるのか、説明しなさい。

以 上